

まちづくりアドバイザー制度

まちづくりアドバイザー19名より、会員や県民からのまちづくり相談や、各種研修会・講習会・答申等にて助言をいただきました。

時 期	内 容
平成 26 年 2 月	講演会（平成 25 年度まちづくり講習会） 講師：小野島 清高 様 「訪れてよし、住んでよし、死んでよし」
平成 26 年 4 月	講演会（協会職員研修） 講師：三輪 修 様 「設計管理・積算について」
平成 26 年 5 月	定例会
平成 26 年 11 月	まちづくりパトロール（北方町高屋西部地区） アドバイザー：太幡 正樹 様、小野島 清高 様

実施風景



まちづくり講習会



協会職員研修



まちづくりアドバイザーワークショップ



まちづくりパトロールの内容

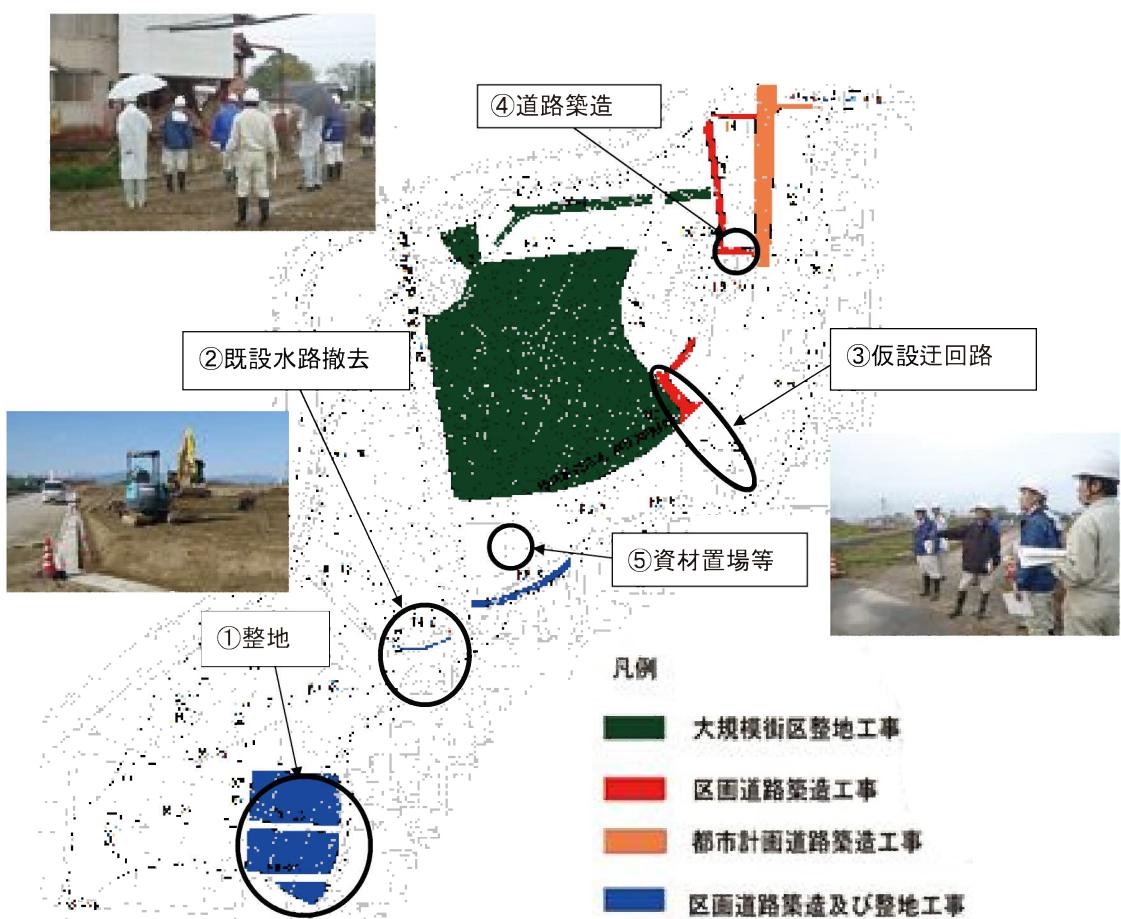
日 時：平成26年11月25日（火）

場 所：北方町高屋西部土地区画整理地内

出席者：まちづくりアドバイザー 太幡 正樹 様、小野島 清高 様

◆パトロール箇所及び指導事項

箇所	工種	検討内容	アドバイザー指導事項
①	整地	切土法面の侵食防止	・筋芝による法面保護工が効果的である。 ・植生もみられることから、経過状況を観察してはどうか。
②	既設水路撤去	既設構造物への影響に配慮した撤去方法	・既設構造物の沈下等が懸念されるため、水路を残置した方がよい。 ・地権者への説明を行い、理解を求めるべきである。
③	仮設迂回路	一般車両と工事用車両の安全対策	・一般車両を乗入させる際に、最徐行、注意喚起看板の設置、夜間灯具の設置を実施するべきである。
④	道路築造	現道とのすり付け	・すり付勾配を出来る限り緩くすると良い。 (すり付け距離に余裕を持たせる)
⑤	資材置場等	コンクリート塊	・仮置きした原因者を特定し、撤去せること。



都市計画事業に関する調査・研究

まちづくり相談

一般市民からのまちづくり相談

依頼	内容
岐阜市地権者（JA 経由）	土地の有効利用についての相談

協会顧問弁護士への無償相談（弁護士相談の実績平成 20 年～ 26 年）

市町名	施行区分	地区名	相談内容
高山市	団体	駅周辺	JR換地先工作物及び換地について
岐阜市	組合	正木西部	建物移転について
関市	組合	小瀬長池	保留地契約について
羽島市	団体	インター北	工作物補償について
羽島市	団体	駅北本郷	仮換地について
岐阜市	組合	正木西部	建物補償について
本巣市	市（設立前）	入会地	入会権について
恵那市	組合	大崎	供託について
多治見市	組合	神戸・栄	工作物補償について
多治見市	組合	神戸・栄	保留地処分、市助成要綱について
美濃市	市（設立前）	生櫛	事業認可前、反対地権者の対応について
土岐市	組合	妻木南部	仮換地指定に対する行政不服審査請求について

弁護士相談の手続きの流れ



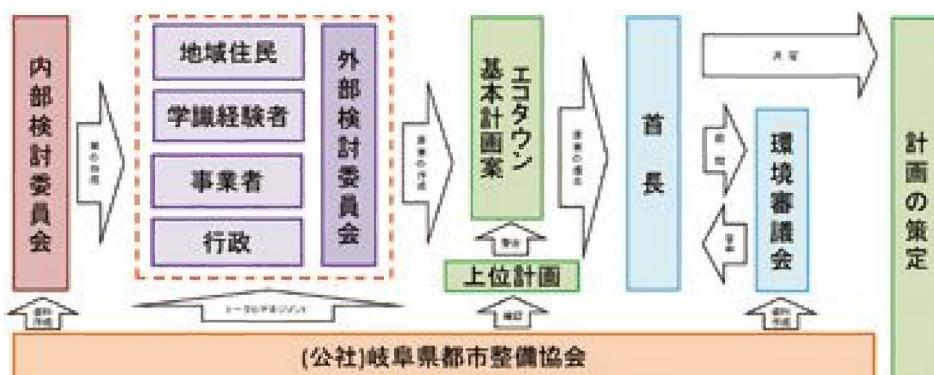
事例（エコタウンの推進に向けて）（平成26年12月時点）

エコタウンの推進について

近年の環境に対する全国的なトレンドを背景に、良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するため、都市計画策定の前提となる現状把握に関する調査を行い、行政として目指すべき新たな環境像を設定するとともに、それを実現するための基本的な施策について調査研究を行なっています。

エコタウン検討スキーム

環境施策を決定するため、計画の策定に当たっては以下の流れに沿って検討を行い、環境審議会に諮問した上で計画を策定します。



外部検討委員会について

委員会の構成は以下のとおりです。

- 学識経験者 2名
- 地元委員 8名（区長会長他）

岐阜経済大学
森教授



名古屋大学
杉山特任准教授



外部検討委員会



委員会でのワークショップ

